

総務建設常任委員会

令和4年12月20日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年12月20日(火) 午後1時00分 開会
午後1時21分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 吉村 始 |
| 副委員長 | 松林 謙司 |
| 委員 | 西川 善浩 |
| 〃 | 横井 晶行 |
| 〃 | 梨本 洪珪 |
| 〃 | 川村 優子 |
| 〃 | 増田 順弘 |
| 〃 | 下村 正樹 |

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

| | |
|----|-------|
| 議員 | 柴田 三乃 |
| 〃 | 坂本 剛司 |
| 〃 | 奥本 佳史 |
| 〃 | 谷原 一安 |
| 〃 | 西井 覚 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|--------|
| 市長 | 阿古 和彦 |
| 副市長 | 溝尾 彰人 |
| 企画部長 | 高垣 倫浩 |
| 企画政策課長 | 勝真 由美 |
| 総務部長 | 東 錦也 |
| 総務部理事 | 安川 博敏 |
| 総務課主幹 | 吉村 浩尚 |
| 総務課長補佐 | 淡中 ひとみ |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 岩永 睦治 |
| 書記 | 新澤 明子 |

〃 神 橋 秀 幸
〃 福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第76号 葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

(1) 道の駅に関する事項について

開 会 午後1時00分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございます。午前中、本会議がありまして、一旦、総務建設常任委員会、追加議案のほうをさせてもらいたいと思います。私どもの葛城市議会は委員会主義をとっておりますけれども、午前中の議案に対しまして、私どものほうで全会一致で決議いたしました議第64号につきまして、委員会主義のルールを揺るがすようなことがございました。これにつきましては、後ほど協議会を開きますので、その場でも協議をしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、委員外議員のご紹介をいたします。奥本議員、それから坂本議員、西井議員、柴田議員、谷原議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第76号、葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部理事。

安川総務部理事 総務部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定でございます。制定の理由につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、地方公共団体に関する規定が令和5年4月1日から施行されることにより、地方公共団体の個人情報保護制度については、法の規定が全国的に適用されることとなるため、葛城市においても、現在あります個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行条例を制定いたします。本条例は、個人情報保護法の規定により、地方公共団体の条例で規定すべき事項及び葛城市における個人情報の適切な取扱いのため、葛城市固有の規定が必要な事項について規定するものでございます。

まず、第1条、第2条では、趣旨と用語の説明でございます。第3条につきましては、引き続き、保有個人情報の開示義務と、第4条は、開示請求に係る手数料等の定義で、現在、条例におきましても無料としておりますので、今回の新規制定の条例につきましても無料とさせていただきたいと考えております。

続きまして、第5条は、開示決定等の期限でございます。新しい法律につきましては、開示決定の期限は30日となっており、現在の葛城市の条例では15日となっておりますので、こちらのほうも、少しでも早く開示するように15日とさせていただきます。第6条につきまし

ては、開示決定等の期限の特例を規定させていただいております。第7条につきましては、審議会の設置の内容となっております。第8条は、運用状況の公表でございます。従来と同様、法に定める開示請求等の件数や、開示決定等の処分の内訳を公表するといたします。施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行とします。その他、附則におきましても、罰則及び審議会に係る規定の経過措置を加えております。

新旧対照表をつけさせていただいております。この新旧対照表についてですが、附則第5条に、葛城市情報公開条例と、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の2つの条例の一部改正を規定しております。内容としましては、従来の葛城市個人情報保護条例を引用している箇所について、引用先を変更するものでございます。

今、資料としてお配りさせていただいております分について簡単に説明させていただきます。資料の1番です。個人情報保護法改正の概要ということです。この1枚目の中ほどに表があります。制度の体制を表で示しております、所管、法令、対象と整理しております、真ん中に法令という部分があります。これにつきまして、行政機関個人情報保護法等を含みまして、3つの法律と、1つの個人情報保護条例と、3法と1つの条例が現行の個人情報保護制度の体制でありまして、下の表になりますが、改正後につきましては、個人情報保護法施行条例を含み、1つの個人情報保護法にまとめられました。国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体を対象といたしていた法律及び各地方公共団体の条例は、改正個人情報保護法に一本化されまして、全国共通ルール、国のガイドラインが適用されることとなります。所管であります、国の独立行政機関である個人情報保護委員会の監督、監視の下、法の一元的な解釈と執行の確保により、統一的な保護水準が保たれるということでございます。

以上が説明となります。審議のほど賜りますようよろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第76号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。
続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。
調査案件（１）、道の駅に関する事項についてを議題といたします。
本件につきまして、理事者より報告願います。
高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

道の駅に関する事項につきましては、これまで議会の調査特別委員会、総務建設常任委員会の調査案件として報告を行ってまいりました。その訴訟については、全て終結しております。別紙資料に基づきましてご報告させていただきます。資料については３点ご用意させていただいております。まず１つ目の資料が、総括図でございます。２つ目が道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提起についてという資料でございます。３つ目の資料が、道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連裁判費用見込額、以上の３点で説明させていただきます。

まず初めに、資料の２番目の、道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提起についてをご覧ください。この主な部分についてご説明させていただきます。まず、①損害賠償等請求事件（奈良地方裁判所平成30年（ワ）第386号）、（大阪高等裁判所令和２年（ネ）第2187号）。これは監査結果勧告１の内容に基づく訴訟です。原告、葛城市。被告、前市長、元副市長並びに栄和建设株式会社。返還を求める金額630万4,869円に遅延損害金を合わせた額です。

２ページ目にお移りください。上の部分ですが、この訴訟は、大阪高等裁判所第８民事部において、令和４年６月30日に民事調停法第17条の決定が確定し、民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う解決金が令和４年８月に納付済みとなっており、この訴訟は終了しております。

次に、②番です。損害賠償等請求事件（奈良地方裁判所平成30年（ワ）第385号）、（大阪高等裁判所令和２年（ネ）第1666号。監査結果勧告２の内容に基づく訴訟です。原告、葛城市。被告、前市長、元副市長並びに有限会社櫻井建材。返還を求める金額は370万4,400円に遅延損害金を合わせた額です。

３ページにお移りください。この訴訟につきましても、大阪高等裁判所第７民事部において、令和４年８月６日に民事調停法第17条の決定が確定し、民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う解決金が令和４年10月に納付済みとなっており、この訴訟についても終了しております。

次に、③です。損害賠償等請求事件（奈良地方裁判所平成30年（ワ）第384号）です。監査結果勧告３の内容に基づく訴訟です。原告、葛城市。被告、前市長及び元副市長。この訴訟は、平成31年２月13日に奈良地方裁判所平成30年（ワ）第105号・同第373号事件の弁論に併合されております。

次に、４ページをご覧ください。④になります。債務不存在確認請求事件及びその反訴請求事件です。奈良地方裁判所平成30年（ワ）第105号・同第373号、大阪高等裁判所令和３年

(ネ) 第265号です。反訴原告、葛城市。反訴被告、社会福祉法人柁の郷です。この訴訟は、大阪高等裁判所第13民事部において、令和4年3月17日に民事調停法第17条の決定が出され、令和4年3月30日に、民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定、5ページ目にお移りください。に対し異議を申し立てないことについて議決をいただいております。令和4年4月2日に民事調停法第17条の決定が確定しております。令和4年5月13日に、道の駅整備事業に係る民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に基づいた経費の補正予算を議決いただいております。令和4年6月15日に相殺処理が確定し、この訴訟も終了しております。

次に、⑤産業廃棄物撤去等請求事件です。奈良地方裁判所平成30年(ワ)第359号です。大阪高等裁判所令和3年(ネ)第218号です。最高裁判所令和3年(オ)第1380号・第1381号、最高裁判所、令和3年(受)第1715号、第1716号の訴訟です。原告、社会福祉法人柁の郷。被告、葛城市、葛城市土地開発公社です。訴訟の請求金額は3億4,938万4,059円の訴訟です。

次に、7ページをご覧くださいと思います。最後のページです。この訴訟は、最高裁判所の判決で土地開発公社の主張が認められませんでした。土地開発公社の対応として、令和4年4月13日に土地開発公社理事会を開催し、損害賠償金及び遅延損害金を含めた金額の支払いについて承認をいただき、令和4年4月15日に支払い済みになっております。この訴訟も終結しております。

最後に⑥番、補償金支払請求事件です。奈良地方裁判所令和3年(ワ)第83号です。これは③、④の関連訴訟です。原告、社会福祉法人柁の郷。被告、葛城市土地開発公社です。この訴訟につきましては、③、④の2,500万円の訴訟で、大阪高等裁判所から第17条決定が出され、それを受けまして、令和4年6月6日、奈良地方裁判所に柁の郷より取下書が提出され、終了いたしております。

以上申し上げましたように、道の駅に関連する訴訟については、全て終了しております。

次に、3番目の資料をご覧くださいと思います。道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連裁判費用見込額でございます。まず、上の1番目の訴訟、損害賠償等請求額630万4,869円の訴訟です。右のほうを見ていただきまして、この訴訟の支払済額は96万4,652円となっており、赤字の部分で印刷しております最終見込額として89万1,534円、合わせまして185万6,186円の支払い見込みでございます。

次に、②番の訴訟です。損害賠償等請求額370万4,400円の訴訟です。支払済額が63万3,342円、支払見込額が60万5,484円、合計123万8,826円の支払見込額となっております。

次に、③、④の訴訟です。損害賠償等請求額2,500万円の訴訟です。これにつきましては、支払済額が354万5,999円、支払見込額が294万8,000円となっており、合計649万3,999円が支払見込額となっております。左下をご覧ください。訴訟に関する費用の総額といたしましては、市の部分ですが、支払済額が514万3,993円、支払見込額が444万5,018円で、合わせまして958万9,011円の支払見込額となっております。

以上が道の駅に関する報告でございます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。
梨本委員。

梨本委員 ご説明ありがとうございます。1点だけ聞かせていただきたいのは、土地開発公社のほうです。この場で答えられるかどうか分からないんですけども、土地開発公社のほう、その後、損害賠償金を支払ったことについて何か対応されようとしているのか。その辺り、分かれば教えていただけますでしょうか。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの梨本委員のご質問なんですが、土地開発公社は別法人になりますので、この場での答弁は差し控えさせていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 土地開発公社の場合は、確かにここの場で話しすることではないんですけども、そうなると、最終的に話を聞かせていただく場というのが、最後、監査は総務建設常任委員長が入られてると思うんですけども、この場で、どういう形でも結構ですので、どういうことがあったということは、どういうことにしたということは、また機会を設けてご説明いただきたいということをお願いしておきます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

3枚目の資料なんですけど、これは裁判費用見込額ということですので、あくまでも現時点での見込みということですのでよろしいですね。

ほか、何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようでしたら、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

慎重審議お疲れさまでございました。これで本会議のほうに以上の決議を持っていきたいというふうに思っております。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時21分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

吉 村 始